

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈通達（別表第十二）の改正について

平成 2 6 年 2 月
経済産業省製品安全課

1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成 2 5 年経済産業省令第 3 4 号）に定める技術要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものとして、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（平成 2 5 年 7 月 1 日付け 20130605 商局第 3 号）を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した基準として、技術基準省令に整合する公的規格を示しているところ。

今般、既に採用済みの J I S の最新版への見直しを行い、今後、パブリックコメント等の所要の手続きを経て、基準を改正する予定。

2. 改正基準

(1) 技術基準の改正方針

国際規格（I E C 規格）に整合した J I S 等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行基準を改正する。

(2) 改正する基準の数： 1 5 基準

採用済の I E C に整合した暫定規格を、新たに制定された J I S に置き換えるもの： 4 基準
採用済の J I S を、より新しい版の I E C 規格に整合した J I S に置き換えるもの： 1 1 基準

3. 今後のスケジュール

(1) パブリックコメント： 3 月開始予定（ 3 0 日間）

(2) 改正： 4 月予定

(3) 施行：改正日から 3 ヶ月後。ただし、施行から 3 年間は、なお置き換える前の J I S 又は別紙によることができるものとする。

技術基準省令解釈通達(別表第十二)へ採用する整合規格(JIS)

	改正基準番号	整合規格(JIS)	対応IEC規格	表題	現行基準番号	現行本文
1	J60320-1(H26)	JIS C8283-1:2012	IEC 60320-1 第2版(2001)+ Amd.1(2007)	家庭用及び、これに類する用途の機器用カプラー - 第1部: 一般要求事項	J60320-1(H21)	JIS C8283-1:2008
2	J60320-2-4(H26)	JIS C8283-2-4:2012	IEC 60320-2-4 第1版(2005)+ Amd.1(2009)	家庭用及び、これに類する用途の機器用カプラー - 第2-4部: 機器の質量によってかん(嵌)合するカプラ	J60320-2-4(H21)	JIS C8283-2-4:2008
3	J60669-1(H26)	JIS C8281-1:2011	IEC 60669-1 第3版(1998)+ Amd.1(1999)+ Amd.2(2006)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第1部: 一般要求事項	J60669-1(H14)	別紙130
4	J60669-2-1(H26)	JIS C8281-2-1:2012	IEC 60669-2-1 第4版(2002)+ Amd.1(2008)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第2-1部: 電子スイッチの個別要求事項	J60669-2-1(H14)	別紙131
5	J60669-2-2(H26)	JIS C8281-2-2:2012	IEC 60669-2-2 第3版(2006)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第2-2部: 電磁遠隔制御式スイッチ(RCS)の個別要求事項	J60669-2-2(H14)	別紙132
6	J60669-2-3(H26)	JIS C8281-2-3:2012	IEC 60669-2-3 第3版(2006)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第2-3部: 遅延スイッチ(TDS)の個別要求事項	J60669-2-3(H16)	別紙133
7	J60950-1(H26)	JIS C6950-1:2012	IEC 60950-1 第2版(2005)	情報技術機器ー安全性ー第1部: 一般要求事項	J60950-1(H22)	JIS C6950-1:2009
8	J61558-1(H26)	JIS C61558-1:2012	IEC 61558-1 第2版(2005)+ Amd.1(2009)	変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性ー第1部: 通則及び試験(追補1)	J61558-1(H21)	JIS C61558-1:2008
9	J61558-2-1(H26)	JIS C61558-2-1:2012	IEC 61558-2-1 第2版(2007)	変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性ー第2-1部: 一般用の複巻変圧器及び複巻変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	J61558-2-1(H21)	JIS C61558-2-1:2008
10	J61558-2-2(H26)	JIS C61558-2-2:2012	IEC 61558-2-2 第2版(2007)	変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性ー第2-2部: 制御変圧器及び制御変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	J61558-2-2(H21)	JIS C61558-2-2:2008
11	J61558-2-4(H26)	JIS C61558-2-4:2012	IEC 61558-2-4 第2版(2009)	入力電圧1100V以下の変圧器, リアクトル, 電源装置及びこれに類する装置の安全性ー第2-4部: 絶縁変圧器及び絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	J61558-2-4(H21)	JIS C61558-2-4:2008
12	J61558-2-6(H26)	JIS C61558-2-6:2012	IEC 61558-2-6 第2版(2009)	入力電圧1100V以下の変圧器, リアクトル, 電源装置及びこれに類する装置の安全性ー第2-6部: 安全絶縁変圧器及び安全絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	J61558-2-6(H21)	JIS C61558-2-6:2008
13	J61558-2-7(H26)	JIS C61558-2-7:2012	IEC 61558-2-7 第2版(2007)	変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性ー第2-7部: 玩具用変圧器及び玩具用変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	J61558-2-7(H21)	JIS C61558-2-7:2008
14	J61558-2-13(H26)	JIS C61558-2-13:2012	IEC 61558-2-13 第2版(2009)	入力電圧1100V以下の変圧器, リアクトル, 電源装置及びこれに類する装置の安全性ー第2-13部: 単巻変圧器及び単巻変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	J61558-2-13(H21)	JIS C61558-2-13:2008
15	J61558-2-16(H26)	JIS C61558-2-16:2012	IEC 61558-2-16 第1版(2009)	入力電圧1100V以下の変圧器, リアクトル, 電源装置及びこれに類する装置の安全性ー第2-16部: スイッチモード電源装置及びスイッチモード電源装置用変圧器の個別要求事項	J61558-2-17(H21)	JIS C61558-2-17:2008

備考: #15については、従来の対応国際規格IEC61558-2-17が、適用範囲の拡大に伴いIEC61558-2-16に移行したことによる改正

整合規格へ採用する JIS の概要

1 カプラー関連

J60320-1(H26)

- 採用する JIS : JIS C8283-1 :2012 家庭用及び、これに類する用途の機器用カプラー - 第1部 : 一般要求事項
- 適用範囲 : この規格は、家庭用及びこれに類する用途で使用する 50Hz 又は 60Hz 電源用の機器、その他の電気コードとを接続するものであって、定格電圧 250V 以下、定格電流 16A 以下、ただし、定格電圧が 125V の場合は 20A 以下の接地極付き又は接地極なしの交流専用の 2 極の機器用カプラーについて規定する。
- 電気用品名 : 「コードコネクタボティ」「器具用差込みプラグ」
- 改正内容 : 配電事情を考慮し、カプラーの追加 (250V16A カプラーと同じ形状で 125V20A カプラーを認めた) を行った等。

J60320-2-4(H26)

- 採用する JIS : JIS C8283-2-4 :2012 家庭用及び、これに類する用途の機器用カプラー - 第2-4部 : 機器の質量によってかん(嵌)合するカプラー
- 適用範囲 : この規格は、家庭用及びそれに類する一般用で、定格電圧が 250V 以下で定格電流が 16A 以下の次の全ての条件を満たすカプラーについて規定する。
 - 接地接点があるまたはない
 - 交流専用 2 極
 - 正確なかん合を確実にすることを、機器の質量に依存する
 - 50Hz または 60Hz 電源用の、複数の部分で構成する電気機器又は電気装置への組み込み又は一体化を意図している
- 電気用品名 : (電気やかんなどの接続用スタンド)
- 改正内容 : JIS C 9335-1 にあわせて試験の追加、IEC 60335-1 にあわせて試験方法の追加等を行った等。

2 スイッチ関連

J60669-1(H26)

- 採用する JIS : JIS C8281-1: 2011 家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ - 第1部: 一般要求事項
- 適用範囲 : この規格は、家庭用及びこれに類する固定電気設備の、屋内用又は屋外用の、定格電圧が 440V 以下及び定格電流が 63A 以下の交流専用の手動式の汎用スイッチの一般事項について規定する。
- 電気用品名 : 「タンプラースイッチ」「ロータリースイッチ」「押しボタンスイッチ」「その他の点滅器」
- 改正内容 : タイプ 2 のスイッチ (日本の JIS 電線を使用するスイッチ) の適用範囲を定格電流 30A 以下に変更を行った等。

J60669-2-1(H26)

- 採用する JIS : JIS C8281-2-1:2012 家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ - 第2-1部: 電子スイッチの個別要求事項
- 適用範囲 : この規格は、家庭用及びこれに類する用途の屋内用又は屋外用の、固定電気設備に取り付ける電子スイッチ及びそれに関連する電子式拡張ユニット (子機) 等に適用する。
- 電気用品名 : 「(電子制御回路をもつ) スイッチ」「遅延スイッチ」「光電式自動点滅器」「タイムスイッチ」「調光器」等
- 改正内容 : JIS C 8281-2-2 から電子式電磁リモートコントロールスイッチ、JIS C 8281-2-3 から電子式遅延スイッチを本規格に移行した等。

J60669-2-2(H26)

- ・採用する JIS : JIS C8281-2-2 :2012 家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ - 第 2-2 部:電磁遠隔制御式スイッチ(RCS) の個別要求事項
- ・適用範囲: この規格は、家庭用及びこれに類する用途の屋内用又は屋外用で固定電気設備用の定格電圧が 440V 以下及び定格電流が 63A 以下の電子遠隔制御式スイッチに適用する。
- ・電気用品名: 「リモートコントロールリレー」
- ・改正内容: 本規格に含まれていた、電子式電磁 RCS を JIS C 8281-2-1 に移行した等。

J60669-2-3(H26)

- ・採用する JIS : JIS C8281-2-3 :2012 家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ - 第 2-3 部:遅延スイッチ(TDS) の個別要求事項
- ・適用範囲: この規格は、家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用の遅延スイッチで、定格電圧が 440V 以下、かつ、定格電流が 63A 以下の屋内用又は屋外用のもので、手又は遠隔操作によって動作するものに適用する。
- ・電気用品名: 「タイムスイッチ」
- ・改正内容: 本規格に含まれていた、電子式 TDS を JIS C 8281-2-1 に移行した等。

3 情報技術機器関連

J60950-1(H26)

- ・採用する JIS : JIS C6950-1 :2012 情報技術機器 - 安全性 - 第 1 部:一般要求事項
- ・適用範囲: この規格は、電気的な事務機器及び関連機器を含み、主電源又は電池で動作する、定格電圧が 600V 以下の情報技術機器の安全性について規定する。
- ・電気用品名: 「複写機などの事務機器」「直流電源装置」
- ・改正内容: 機能絶縁、基礎絶縁又は負荷絶縁を橋絡する抵抗器に耐湿試験及びインパルス試験を追加した等。

4 変圧器, 電源装置, リアクトル関連

J61558-1(H26)

- ・採用する JIS : JIS C61558-1 :2012 変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性 - 第 1 部:通則及び試験(追補 1)
- ・適用範囲: この規格は、変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する製品の電気的安全性、熱的安全性、機械的安全性などの安全側面について規定する。
- ・電気用品名: 「(変圧器通則)」
- ・改正内容: 事故未然防止にかかる安全基準(コネクタを抜き差しするとき、機器用インレットの端子はんだ付け部に機械的応力が加わらない構造を要求)を追加した等。

J61558-2-1(H26)

- ・採用する JIS : JIS C61558-2-1 :2012 変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性 - 第 2-1 部:一般用の複巻変圧器及び複巻変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験
- ・適用範囲: この規格は、複巻変圧器及び複巻変圧器を組み込んだ電源装置の電気的安全性、熱的安全性、機械的安全性などの安全側面について規定する。
- ・電気用品名: 「家庭用機器用変圧器」「直流電源装置」
- ・改正内容: 独立形変圧器の最小定格の規定、定格出力の推奨値の削除を行った等。

J61558-2-2(H26)

- ・採用する JIS : JIS C61558-2-2 :2012 変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性 - 第 2-2 部:制御変圧器及び制御変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験
- ・適用範囲: この規格は、制御変圧器及び制御変圧器を組み込んだ電源装置の電気的安全性、熱的安全性、機械的安全性などの安全側面について規定する。
- ・電気用品名: 「家庭用機器用変圧器」「直流電源装置」

- ・改正内容：独立形変圧器の最小定格の規定、定格出力の推奨値の削除を行った等。

J61558-2-4(H26)

- ・採用する JIS：JIS C61558-2-4 :2012 入力電圧 1100V 以下の変圧器，リアクトル，電源装置及びこれに類する装置の安全性—第 2-4 部：絶縁変圧器及び絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験
- ・適用範囲：この規格は、一般用絶縁変圧器及び一般用絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の安全性について規定する。電子回路を組み込んだ変圧器もこの規格を適用する。
- ・電気用品名：「家庭用機器用変圧器」「直流電源装置」
- ・改正内容：定格入力電圧範囲の変更（交流 1000 V から交流 1100 V に） 定格出力の推奨値の削除を行った等。

J61558-2-6(H26)

- ・採用する JIS：JIS C61558-2-6 :2012 入力電圧 1100V 以下の変圧器，リアクトル，電源装置及びこれに類する装置の安全性—第 2-6 部：安全絶縁変圧器及び安全絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験
- ・適用範囲：この規格は、一般用安全絶縁変圧器及び一般用安全絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の安全性について規定する。電子回路を組み込んだ変圧器もこの規格を適用する。
- ・電気用品名：「家庭用機器用変圧器」「直流電源装置」
- ・改正内容：定格入力電圧範囲の変更（交流 1000 V から交流 1100 V に） 定格出力の推奨値の削除を行った等。

J61558-2-7(H26)

- ・採用する JIS：JIS C61558-2-7 :2012 変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性 - 第 2-7 部:玩具用変圧器及び玩具用変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験
- ・適用範囲：この規格は、玩具用変圧器及び玩具用変圧器を組み込んだ電源装置の電気的安全性、熱的安全性、機械的安全性などの安全側面について規定する。
- ・電気用品名：「家庭用機器用変圧器」「直流電源装置」
- ・改正内容：玩具用電源装置の定義を追加した。定格出力の推奨値の削除を行った等。

J61558-2-13(H26)

- ・採用する JIS：JIS C61558-2-13 :2012 入力電圧 1100V 以下の変圧器，リアクトル，電源装置及びこれに類する装置の安全性—第 2-13 部：単巻変圧器及び単巻変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験
- ・適用範囲：この規格は、単巻変圧器及び単巻変圧器を組み込んだ電源装置の安全性について規定する。電子回路を組み込んだ変圧器もこの規格を適用する。
- ・電気用品名：「家庭用機器用変圧器」「直流電源装置」
- ・改正内容：定格入力電圧範囲の変更（交流 1000 V から交流 1100 V に） 定格出力の推奨値の削除を行った等。

J61558-2-16(H26)

- ・採用する JIS：JIS C61558-2-16 :2012 入力電圧 1100V 以下の変圧器，リアクトル，電源装置及びこれに類する装置の安全性—第 2-16 部：スイッチモード電源装置及びスイッチモード電源装置用変圧器の個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、スイッチモード電源装置及びスイッチモード電源装置用変圧器の安全性について規定する。電子回路を組み込んだ変圧器もこの規格を適用する。
- ・電気用品名：「家庭用機器用変圧器」
- ・改正内容：新設（IEC C 61558-2-17 が廃止され、IEC C 61558-2-16 に置き換わったため。）